

総論

経済連携に向けた規律の策定

1. 本報告書における経済連携協定の位置づけ

近年、FTA/EPAの数が急激に増加している。WTOへの通報件数を見ると、1990年には27件に過ぎなかった地域貿易協定（FTA/EPA、関税同盟等）は、2009年9月30日時点で261にまで急速に増大している。また、WTOに通報されていないFTA/EPAも多いといわれる。これほどのFTA/EPAの増大は、FTAや関税同盟をあくまで例外として位置づけたGATT起草者の意図を、おそらく超えるものであろう。

こうしたFTA/EPA急増の背景として、いくつかの要因が考えられる。EUという巨大な共同市場の成立とその後の拡大は、NAFTAやAFTA（アセアン自由貿易地域）の成立を促したと想像される。関税同盟やFTA/EPAの成立は、それによって差別を受ける非加盟国に対し、それら関税同盟・FTA/EPA加盟国と関税同盟・FTA/EPA地域貿易協定を締結させるインセンティブをもたらす。シンガポールやメキシコ、チリのように、比較的多くの国とFTA/EPAを締結している国の場合は、非加盟国の競争上の不利益の程度も大きくなるため、非加盟国にとってFTA/EPAを締結するインセンティブもその分大きなものとなりがちである。このように、FTA/EPAのネットワークは、雪だるま式に拡大していく構造を有している。1993年発効のAFTAの

ように、それ自体が大きな経済圏であるFTA/EPA加盟国とFTA/EPAを結ぶ魅力は大きく、既に発効済みの中・ASEAN（2005年に物品貿易協定が発効）、韓・ASEAN（2007年に物品貿易協定が発効）、日・ASEAN（2008年に発効）に加え、2010年1月には印・ASEAN（物品貿易協定）と豪・NZ・ASEANが発効するなど、東アジアでの経済連携の動きも活発化している（FTA/EPAを巡る世界の動きについては、次節「世界における経済連携の動向（2010年2月現在）」を参照）。

このように、世界的に見て、米国、EC、アジアを中心とする三大貿易地域で進展する地域貿易協定の動きや、アジア太平洋地域でAPEC（アジア太平洋経済協力）を軸に進められている地域協力の動きは、WTOの多角的貿易自由体制を支え、究極的には世界全体での貿易・投資の自由化へ貢献していくことが期待される。このように、WTOにおけるマルチ（多国間）の通商政策への取組と、FTA/EPAにおけるバイ（二国間）の取組とは、相互に補完し合うものである。しかし、国際経済ルール上は、最恵国待遇を第一の原則とするWTO体制下において、特定の地域間で特別な取決めを定めるFTA/EPAは、あくまでWTO体制の例外として位置づけられる。GATT及び

GATSが、物品・サービスの自由貿易協定を設立することが例外的に許容される場合についての要件を定めている（第Ⅱ部第15章「地域貿易協定」参照）のは、こうした自由貿易協定がWTOのマルチの貿易体制を浸食することを防ぐためである。

我が国は、2002年発効の日シンガポール新時代経済連携協定を皮切りに、経済連携協定（EPA）の締結を積極的に進めている。狭義の自由貿易協定（FTA）が、域内での物品関税の撤廃やサービスの自由化を行うものであるとすると、EPAは更に広く、投資環境の整備や知的財産保護の強化、技術協力等を含むことを示すために用いた概念である。更に、これらEPAの要素のうち、投資財産の保護、送金の自由、外資規制への規律等を抜き出して作成される二国間投資協定（BIT）の締結数も世界的に増えており、近年、我が国も取組を加速させている。

投資協定についてみると、二国間投資協定（BIT）は、2008年末現在、世界に2,676あると言われ¹、2009年7月現在、ドイツは135、中国は123、スイスは113、イギリスは105、米国は47のBITに署名している²。FTA/EPAの中に投資関連条項を設けているものも多い。

本報告書の第Ⅰ部、第Ⅱ部では、WTO協定に基づく権利・義務の観点から主要国の貿易政策を評価したが、世界的に急増するFTA/EPAやBITで規律されるルールについても、各国政府による遵守を確保するとともに、こうしたルールそれ自体のWTO協定整合性を確保するよう注視していくことが重要である。こうした観点から、第Ⅲ部においては、日本が締結したFTA/EPA及び投資協定を中心に、国際経済ルールの規律内容を解説し、関連する各国の措置について検討する。第三国間で締結されたFTA/EPAや投資協定についても、最近の主要な事例を紹介する。

2. 世界における経済連携の動向（2010年2月現在）

（1）世界全体の概観

1990年代以降、地域統合の動きは加速し、WTOに通報されている地域貿易協定の数は、1990年の27件から、2009年9月30日時点で261件に達している。

冷戦が終結し、新たな国際経済システムが模索されるなかで、まず欧米が地域経済統合の動きを加速させた。EUの域内市場統合計画による単一市場の形成（1992年）、NAFTA発足（1994年）を軸として、欧米諸国は、まず経済関係の深い近隣の地域内での貿易・投資の高度な自由化・円滑化により、市場の拡大や生産拠点の効率化を通じた企業収益の改善、経済構造改革等を目指す取組を積極的に推進していった。

その後、WTOシアトル閣僚会議の決裂（1999

年）は、WTOにおける多国間での自由貿易推進の難しさを顕在化させ、二国間あるいは地域間でのFTA/EPA締結を世界的な潮流として、更に加速させることになった。

また、シアトル閣僚会議以降、FTA/EPAに関して新たな傾向が見られるようになる。

第一には、協定において扱われる分野として、関税・非関税障壁の撤廃のみならず、投資、競争、環境、経済協力、人の移動など、新たな分野に関するルールの整備が含まれるケースが増えたことである（従来のFTAの要素に加えて、域内のモノ、サービス、人、資本の移動の更なる自由化、円滑化を図るため、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和等を行うなど幅広い内容を含むEPAを我が国が結んできたのはその一例）。

1 UNCTAD Recent developments in international investment agreements (2006-June 2007)

2 <http://www.unctad.org/Templates/Page.asp?intermID=2344&lang=1>

このように、WTO協定がカバーしていない様々な分野について、締約国間で、その経済実態に即した国際経済ルールを迅速・機動的に整備できることが、FTA/EPAの1つの利点である。

近年のFTA/EPAの第二の特徴としては、近隣国間での「地域統合」型のFTA/EPAとともに、近接しない国・地域間でのFTA/EPAを締結する動きが活発化していることが挙げられる（EU・メキシコ協定、EFTA・メキシコ協定、韓国・チリ協定、EU・南アフリカ協定など）。このようなFTA/EPAを締結する背景には、経済的に重要な国・地域へのアクセスに関して有利な条件を獲得することにより、貿易の「ハブ」としての機能を獲得し、また投資先としての自国の魅力を高めて雇用の増大などにつなげようとする狙いや、FTA/EPAがないことにより生じた不利益を解消しようとする狙い等があると考えられる。

更に、第3に、「地域統合型」のFTA/EPAが各地域において増えていることが挙げられる。WTOのカンクン閣僚会議決裂（2003年9月）後の米州における「地域統合型」のFTA/EPAの進捗は特に著しく、2003年11月には、米州34か国がFTAA（米州自由貿易地域）の創設に向けて枠組みに合意（現在は交渉を中断）したほか、メルコスール（南米南部共同市場）とアンデス共同体が2003年12月、自由貿易地域創設のための枠組み協定に署名した。また、米国と中米諸国とのFTA（DR-CAFTA）も2004年8月に署名され、国ごとに順次発効している。

また、従来、取組が遅れていた東アジアにおいても、ASEANを中心に地域統合の動きが急速に進みつつある。まず、ASEAN域内では、1992年に「ASEAN自由貿易地域」の推進が合意され、翌年から関税引き下げを開始しており、2015年までに経済共同体を構築する予定となっている。更に2008年12月に「ASEAN憲章」が発効した。同憲章では「全会一致」「相互不干渉」といった原則が維持される一方、ASEAN人権機構の設立に合意するなど、価値観を共有する新たな段階に

入ったと言える。また、2009年2月には、CEPT協定（後述③（a）参照）に替わる「ASEAN物品貿易協定（ATIGA）」が署名されたほか、ASEAN投資促進・保護協定（IGA）及びASEAN投資地域枠組合意を統合・改定した「ASEAN包括的投資協定（ACIA）」が署名された。2010年1月1日からはASEAN6か国（ブルネイ、タイ、マレーシア、インドネシア、シンガポール、フィリピン）の域内関税が完全に撤廃されている。ASEANは他国・他地域との取組も積極的に進めており、中国とは、2005年7月から、「物品貿易協定」に基づき関税引き下げを開始し、2010年1月、ASEAN6ヶ国対象品目の9割について関税が撤廃された。2007年7月には「サービス貿易協定」を発効、2009年8月には「ASEAN中国投資協定」に署名した。また韓国とは、2006年8月に署名された「物品貿易協定」に基づき、2007年6月より関税引き下げを開始した。2007年11月に「サービス貿易協定」に署名（タイを除く）し、2009年5月に発効した。タイとの間では、2009年2月に物品貿易協定及びサービス貿易協定の議定書に署名した。また、6月にはASEAN投資協定が署名された。更に、2010年1月にはインドと「物品貿易協定」を、豪州・ニュージーランド（豪・ニュージーランド自由貿易協定：CER）とFTAを発効した。

我が国もASEANとのEPAは2008年12月に発効しているが、同時にASEAN諸国との二国間EPAにも力を入れており、シンガポール、マレーシア、タイ、ブルネイ、インドネシア、フィリピン、ベトナムとの間でEPAが発効している（「3. 我が国における取組」参照）。

東アジアにおいては、このようなASEANとその周辺国の「ASEAN + 1」の取組に加えて、更に「ASEAN + 3」（ASEAN、日中韓）や「ASEAN + 6」（ASEAN + 3各国、インド、豪州及びニュージーランド）の枠組で広域経済連携を目指す取組も重層的に進められている（後述③（d）、（i）（ii）参照）。

この他、アジア太平洋地域に目を向けると、ニュージーランド、シンガポール、ブルネイ、チリの間で2006年11月より包括的4か国協定（環太平洋戦略経済連携協定：TPP：Trans-Pacific Strategic Economic Partnership）が発効している。米州、東アジア、オセアニア地域等におけるこのような地域統合等に関する取組の進展を受け、2004年11月のAPEC閣僚会議ではFTAに関するベストプラクティスが採択された。このベストプラクティスでは、APEC参加エコノミーが締結するFTAは、APECの原則及びWTO協定との整合性、包括性、透明性、貿易円滑化等の特徴を備えることとされている。更に、2006年のAPEC首脳会議では、アジア太平洋の自由貿易圏（FTAAP）構想が提案され、アジア太平洋における地域経済統合の議論が活発化した。これを受けた2007年のAPEC首脳会議では、地域経済統合を促進する方法と手段をまとめた報告書が提出され、アジア太平洋地域における既存の二国間及び多国間のFTAについての研究等を実施することが承認され、2008年のAPEC首脳会議においては、その進捗が報告された。また、TPPについても、2008年9月に米国が交渉対象を全分野に拡大することを表明し、11月にはペルーにて開催されたAPEC閣僚会議の際に、オーストラリア、ペルーも参加を表明、その後ベトナムが将来における参加を前提としたメンバーという位置づけでの関与を表明している。

(2) 主な地域統合の概観と各国等の動向

①米州

(a) 北米自由貿易協定（NAFTA：North American Free Trade Agreement）の概観

カナダ、米国、メキシコの3か国で構成される北米自由貿易協定（NAFTA）は、1992年12月に調印され、1994年1月に発効した。同協定は、域内での貿易障害の除去、国際協力の枠組みの確立等を目的とし、モノ及びサービスの通商規則（域内関税・数量制限の撤廃、原産地規則等）に

加えて、投資、知的財産権、競争政策の各分野のルールを規定している。NAFTA諸国は、中南米諸国との関係強化を進めており、既にチリとの間では、カナダ、米国、メキシコの3か国ともFTAを締結している。

(b) 米州自由貿易地域（FTAA：Free Trade Area of the Americas）の概観

FTAAは、キューバを除く米州34か国による自由貿易地域を創設する構想である。2005年12月までの協定発効を目指して交渉が進められたが、米国が盛り込もうとする投資、知的財産権、労働・環境等の取扱いについてブラジルが反対し、メルコスールが求める農業補助金撤廃に関しては米国がWTOで扱うべきとして反対したことにより、交渉は難航した。そのため、2003年11月のマイアミ閣僚会議において、FTAAでは、全締約国共通に適用される最低限の義務だけを定め、それ以上の自由化約束は締約国間で個別に交渉するというFTAAライト（Light）の成立を目指すことで合意した。しかしながら、2004年2月の第17回貿易交渉委員会において交渉方法に関する議論が膠着状態に陥り、交渉は中断した。その後、具体的な交渉が行われないうまま、2005年11月、マル・デル・プラタで開催された米州サミット（キューバを除く米州34か国の首脳会議）では、メルコスールが、米州域内に経済力の差が存在しており公平なFTAAを実現するための条件が整っていないとしてFTAA推進に反対し、ベネズエラはFTAAそのものを否定し全く異なった統合体を追求すべきとしたため、FTAAの交渉は完全にストップした。その後、交渉再開の目処は立っていない。

(c) 南米南部共同市場（MERCOSUR：Mercado Comun del Sur）の概観

1995年1月に発効した南米南部共同市場（メルコスール）は、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ及び2006年7月に正式加盟した

ベネズエラを加えた5か国で構成される関税同盟である。なお、ベネズエラは、今後、加盟国として、対外共通関税への統合と域内関税の廃止が必要となっている。また、1996年にはチリ、ボリビアと、2003年にはペルーと2004年にはコロンビア、エクアドルと経済補完協定を締結し、これら5か国を準加盟国としている（メキシコを準加盟国とする動きもある）。メルコスールの統合については、現在、ウルグアイ及びパラグアイがメルコスールによる恩恵を受けられていないと域内不均衡に不満を示しており、ウルグアイは独自に米国、中国、インド等とのFTAを模索する動きを示している。また、政治的思惑が先行された形で、ベネズエラがメルコスールに加盟したこともあり、メルコスールはその維持・拡大・深化の在り方が問われている。EUとのFTA交渉については、農産品等の扱いで交渉は一時頓挫した。2005年9月のEUメルコスール閣僚会合では交渉の継続を確認しているが、その後、実質的な交渉は行われていない。交渉が進展していない背景には、まずは、WTOにおける農業交渉の進展を見守るとの両サイドの判断がある。アンデス共同体とは2003年12月にFTAを締結し、2005年6月のメルコスール首脳会合では、相互に各加盟国を準加盟国として扱っていくことが確認され、南米共同市場の強化を図っている。その他、メルコスールはイスラエルと2007年12月にFTAを締結したほか、中国、韓国、インド、パキスタン、GCC（湾岸協力会議）、エジプト、モロッコ、カナダ、メキシコ、パナマ、キューバ、ドミニカ共和国、中米統合機構（SICA：グアテマラ、エルサルバドル、コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラス、パナマ、ベリーズ）、カリブ共同体（CARICOM：カリブ諸国14か国と1地域）、南アフリカとの間で特惠貿易協定（PTA）交渉及び共同研究等を通じて、将来のFTA交渉の可能性を睨んだ取組を進めている。我が国との関係では、2005年5月、第11回日本ブラジル経済合同委員会において、日本ブラジルEPAに係る共同研究会設置につい

での共同コミュニケが発出された。両国の経済団体（日本経団連及びブラジル全国工業連盟）は、日本ブラジルEPAの締結に向けた働きかけに取り組むこととしている。また、在アルゼンチン日本商工会議所及び日亜経済委員会日本側委員会の日本アルゼンチンFTA研究会は、2004年3月、日本メルコスールFTAの早期締結に係る要望書を日本政府に提出している。

(d) アンデス共同体（CAN：Comunidad Andina）の概観

1969年に発効したアンデス地域統合協定を1996年に改組して設立されたアンデス共同体は、コロンビア、ペルー、ボリビア、エクアドルの4か国で構成される関税同盟である（ベネズエラは2006年4月に脱退表明、但し、通商関係制度は脱退後も5年間は有効。2005年7月、メルコスール諸国（アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ）が準加盟国として参加。チリは2006年9月に準加盟）。域内関税について、コロンビア、ボリビア、エクアドルは1993年までに撤廃し、ペルーは97年から引き下げを開始し、2005年12月末に完全撤廃しており、2006年1月、自由貿易市場がスタートした。対外共通関税については、4段階の新対外共通関税を2004年までに適用する予定であったが、加盟国間の利害の不一致及びコロンビア、ペルー、エクアドルの対米FTA交渉により一時議論が停滞し、このうちコロンビア、エクアドルに関しては新対外共通関税を開始した。ペルーに関しては2008年1月31日まで発効を停止することが合意されていたが、その後、進捗が見られていない。主要動向としては、EUと2006年6月経済連携協定の交渉開始を求めるEU首脳宛書簡に4か国首脳が署名し、2007年9月からFTA締結に向けて交渉を継続している。米国とのFTAは、2006年11月にコロンビアが署名、2009年2月にペルーが発効、エクアドルは、2006年5月の米国石油企業との参入契約破棄問題を巡り交渉が中断している。

(e) 地域統合に向けた各国の主な動き

(i) 米国

米国は1990年代までは、前述の北米自由貿易協定 (NAFTA) 並びにヨルダン及びイスラエルそれぞれとの二国間 FTA 以外には FTA を締結していなかったが、2002年通商法 (貿易促進権限 (TPA) を含む) の成立を契機に、チリ、シンガポールをはじめとして FTA 交渉を積極的に展開し、2003年9月の WTO カンクン会合において「ドーハ開発アジェンダ」の中間合意が達成できなかったことにより、この動きを更に加速させた。米国は FTA を単なる貿易自由化にとどまらず、相手国の貧困からの脱却や経済改革への支援、加えて安全保障やテロ対策の観点からも同盟関係構築のツールとして位置づけている。米国は、中南米、アジア・オセアニア、中東、アフリカと全世界規模で FTA を展開する意図を示している。2008年3月時点では、上記 NAFTA、ヨルダン及びイスラエルとの FTA に加え、シンガポール、チリ (いずれも 2004年1月～)、豪州 (2005年1月～)、モロッコ (2006年1月～)、バーレーン (2006年1月～) との間で FTA が発効している。これら以外にも、中米5か国 (エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、コスタリカ) 及びドミニカ共和国との FTA (DR-CAFTA) について、2004年8月に署名、2005年7月に議会承認が行われ、2009年1月にコスタリカとの FTA が発効したことにより、6か国全てと FTA が発効している。また、オマーンとの FTA は、2006年1月に署名、2009年1月に発効した。更に、アンデス諸国 (コロンビア、ペルー、エクアドル) との FTA は、ペルーとの間で 2006年4月署名、2007年12月議会承認。コロンビアとの間では 2006年11月に署名。エクアドルとの間では 2006年5月以降交渉が中断している。また、パナマとの FTA についても 2007年6月に署名している。更に米国は 2007年6月、韓国との FTA にも署名している。その他、交渉継続中のものとして、米州自由貿易地域 (FTAA :

キューバを除く北中南米 34 か国)、南部アフリカ関税同盟 (ボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ、スワジランド)、タイ、マレーシア、アラブ首長国連邦との FTA がある。また 2006年11月には、アジア太平洋の自由貿易圏 (FTAAP) を提案、2008年9月には、米国がすべての分野で環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP (シンガポール、NZ、ブルネイ、チリ)) に参加するための交渉を立ち上げる旨発表した (FTAAP の動きについては③ (d)、(iii) 参照)。さらに 2009年11月には、オバマ大統領が TPP への関与を表明し、翌12月には米議会へ交渉開始を通知した。2010年3月には、第1回交渉会合の開催が予定されている。

(ii) メキシコ

メキシコは、2005年4月から発効した日メキシコ経済連携協定をはじめ、これまで、米国、カナダ、EU (EU の項参照)、EFTA、イスラエル及びいくつかの中南米の国々などと、計 12 本の FTA を締結している。また、2005年9月、韓国とも包括的な「経済補完戦略協定」の締結を目指すことで合意し、2006年2月から交渉を開始したが、韓国が対米 FTA 交渉に注力していたこともあり、2006年6月までの第3回交渉以降、進展がみられなかった。しかし、2006年12月のカルデロン新政権発足以降、メキシコの通商交渉政策がより経済開放的な方向に転換し、2007年8月、韓国とメキシコの両国政府は、「経済補完戦略協定」から FTA に格上げして締結交渉を開始することを発表した。

(iii) チリ

チリはこれまで、カナダ、メキシコ、コスタリカ、エルサルバドル、米国、韓国、EFTA、中国、パナマ、ペルー、コロンビア、豪州等とは FTA を、EU、TPP (シンガポール、NZ、ブルネイ) とは経済枠組み協定を、その他の中南米諸国及びインドとは経済補完協定又は部分関税協定を署名又は発効させている。更に、トルコとは 2009年7月に署名、マレーシア、ベトナムとは

FTA締結に向けて交渉を開始している。なお、我が国とは、2006年2月よりEPA交渉を開始し、2007年3月に署名、同年9月に発効した。

②欧州

(a) 欧州連合 (EU : European Union) の概観

1957年3月に調印されたローマ条約に基づき1958年1月に発足した欧州経済共同体 (EEC) は、共同市場の創設を目指すもので、1968年までに関税同盟と共通農業政策を完成させた。また、1992年末を期限とする域内市場統合計画の完成による域内障壁の撤廃、「モノ・サービス・人及び資本」の4つの移動の自由化を経て、経済・通貨統合に加え、政治的な面での統合も促進させるマーストリヒト条約が1993年11月に発効し、12か国で構成される「欧州連合 (EU)」が発足した。その後、1995年1月にはオーストリア、フィンランド、スウェーデンが新規に加盟して15か国となった。更に同条約を改正したアムステルダム条約、ニース条約がそれぞれ1999年5月、2003年2月に発効した。また、中東欧諸国を中心とする10か国、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、エストニア、リトアニア、ラトビア、キプロス及びマルタが2004年5月に正式加盟し、25か国体制となった。2005年10月にはクロアチア及びトルコとの加盟交渉が開始されている。また、ルーマニア及びブルガリアが2007年1月に加盟し、EUは27か国体制に移行した。趨勢的に拡大を続けるEUでは、求心力の維持と統合の深化を図るために、2004年に欧州憲法条約を採択し、同年10月にEU全加盟国首脳間で本条約に調印した。各加盟国が国内法に基づき批准を行うこととなったが、フランス、オランダにおいて欧州憲法条約批准が国民投票で否決された。このため2007年6月、欧州憲法条約の内容を基本的に継承しつつ、「憲法」的要素を排除した改革条約案の作成に合意し、2007年10月、リスボンにおけるEU非公式首脳会合において、改革条約案が合意された。2007年12月、

リスボンにおいて改革条約（「リスボン条約」）の署名が行われ、全加盟国による批准のプロセスを経て2009年12月1日に発効した。

(b) EUのFTA締結の動き

EUは、周辺諸国とのFTAを積極的に展開してきた。1994年1月に、スイスを除くEFTA加盟国（ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、及び当時EU未加盟だったスウェーデン・フィンランド・オーストリアの計6か国）と、自由貿易地域より進んだ「ヒト、モノ、資本及びサービスの自由移動、研究開発、環境等の分野における協力の強化、拡大」を内容とした「欧州経済領域 (EEA : European Economic Area)」を発足させた。また、地中海諸国との間においても1970年代に締結した協定の代わりに、貿易自由化、投資・サービスの自由化を規定した新たな欧州・地中海諸国の自由貿易協定の交渉を進めており、2010年までに地中海諸国との自由貿易地域の創設を目指している。

EUは、こうした周辺諸国以外の国とも広範な地域にわたる地域協力関係構築の動きを見せている。1975年からロメ協定によって経済支援関係を維持していたアフリカ・カリブ海・太平洋諸国 (ACP 諸国) 77か国とは、2000年6月にロメ協定を改めてコトヌ協定を締結した。本協定に基づき2002年9月からはEUとACP諸国内の地域統合グループ（アフリカ4地域、カリブ海地域、太平洋諸国地域の計6地域）との交渉が開始された。2007年末までにACP内でいくつかの地域統合と中間協定を締結し、経済連携協定の締結へ向けて交渉を行っている。

中南米諸国とは、まず政治協力も含めたメキシコ・EU自由貿易協定が2000年7月に発効した。本協定は、知的財産権や政府調達、競争、投資等を含んだ包括的なものである。市場アクセスに関しては、鉱工業品では100%、サービスではオーディオ・ビジュアル、航空輸送、海運を除いて自由化した。本協定の発効により、EUは、中南米

のみならずNAFTAへの足がかりを作ることができた。一方、メキシコは、米国とEUという二大市場とFTAを締結することによって米国への過度の依存を緩和するとともに、ハブ機能を持つことによって、更なる貿易・投資の拡大を期待できるようになった。また、EUは、チリとの間でも、FTAを含む経済枠組協力協定を2002年11月に発効した。更に、EUはメルコスールとの間で1995年12月に、技術協力の推進、投資促進への法環境整備等を含む包括的な政治経済連携を目指すEU-メルコスール連合協定交渉の準備を目的とする、地域間協力枠組協定に署名した。農産物市場開放に関する双方の意見の隔たりが大きく、交渉は一時頓挫したものの、2005年9月のEU・メルコスール閣僚会合において、引き続き交渉を継続することを確認し、2006年11月、交渉実務者レベル間で合意した。EUがメルコスールに対して投資・サービスに関するより大きな譲歩を求めている一方、メルコスールはEUに対して農産物・食品市場の一層開放を求めている。湾岸協力会議（GCC：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦）とは、1990年にFTA交渉を開始した。当初大きな進展は見られなかったものの、2005年EU・GCC閣僚会議において、サービス貿易、工業品の輸入関税及び公共調達分野を中心に交渉を加速させ、すべての分野で合意が成立して初めて妥結する「一括受諾方式」とすることで合意した。

アジア諸国については、2006年10月に発表された欧州委員会の対外戦略を記した「Global EUROPE competing in the world」において、韓国、ASEAN、インドとのFTA交渉に高い優先順位を設定している。これを受けて、韓国とは、2007年5月から交渉を開始し、2009年10月に仮署名した。インドとは、2007年6月に交渉を開始し、これまでに5度の交渉を実施した。ASEANとは、2007年5月に交渉を開始し、これまでに7度の交渉を実施したが、2009年3月に交

渉を休止し、個別国との交渉へと移行することとなり、2009年12月にまずはシンガポールとの交渉開始に合意した。（日EU間の動きについては3. 我が国における取組を参照）

更に、カナダとも、2009年5月のEUカナダサミットにおいて、交渉開始に合意し、2009年10月から交渉を始めた。

③アジア

(a) ASEAN自由貿易地域（AFTA：ASEAN Free Trade Area）の概観

AFTAは、1992年1月のASEAN首脳会議においてその推進が合意された、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟10か国による自由貿易地域である。1993年1月より関税引き下げを開始し、共通実効特惠関税（CEPT：Common Effective Preferential Tariff）制度により、域内関税を段階的に引き下げ、最終的には2003年までに0～5%に引き下げ、数量制限を2003年までに撤廃するとしていたが、1998年12月のASEAN首脳会議において、CEPT対象品目の拡大及びASEAN6か国（フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、インドネシア）の域内関税の引き下げを目標の2003年から2002年に前倒しすることを決定した。その結果、ASEAN6か国については、AFTAの実施目標より1年早め、2002年とすることとなり、2002年9月のAFTA評議会では、ASEAN6か国については、2002年1月1日をもって事実上域内関税の引き下げ目標が実現したとしている。これに加え、CEPTに先立つ形で1996年11月に発効したASEAN産業協力スキーム（AICO：ASEAN Industrial Cooperation scheme）は、ASEAN諸国内で現地資本比率30%以上や現地調達比率40%以上などの条件の下、AICO適用製品として認定された製品について、域内の二国以上の認定国間で相互に0～5%の特惠関税が適用される制度である。AICOについては、2002年のASEAN経済閣僚会議において、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、マ

レーシア、シンガポールは2003年1月までに、AICO税率を0%にすることに合意し、2004年4月のASEAN経済大臣会合において議定書に署名した。また、1999年のASEAN首脳会議、経済閣僚会議では、域内関税をASEAN6か国については2010年、残りの4か国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）については2015年までに撤廃する目標を初めて宣言した。2004年11月のASEAN首脳会議において、ASEAN経済共同体（AEC）実現に向け、優先11業種（木製品、自動車、ゴム製品、繊維、農産物加工、漁業、エレクトロニクス、IT、ヘルスケア、航空、観光）のうち、航空・観光を除く製造業9業種において、当初予定より3年間前倒して、原加盟国においては2007年までに、新規加盟国においては2012年までに域内関税を撤廃することに合意した。更に、2005年9月のASEAN経済閣僚会合において、すべてのサービス分野における自由化を2015年までに終了させることに合意している。なお、ASEANの経済統合に関しては、2003年にASEAN経済共同体を2020年までに構築することに合意し、また、2007年1月には、経済共同体を含む「ASEAN共同体」を2015年に前倒して創設することを決定した。また同年11月には、法的拘束力のある「ASEAN憲章」の署名がASEAN首脳会議で行われ、2008年12月に発効した。従来の緩やかな共同体を特徴付けていた「全会一致」の原則は維持されつつも、経済関連問題については「全会一致」によらない柔軟な方式が取り入れられた。また、2009年2月には、CEPT協定に替わる「ASEAN物品貿易協定（ATIGA）」が署名されたほか、ASEAN投資促進・保護協定（IGA）とASEAN投資地域枠組合意を統合・改定した「ASEAN包括的投資協定（ACIA）」が署名された。2010年、ASEAN6か国の域内関税は、完全に撤廃された。

(b) ASEANを巡る動き（「ASEAN+1」の取組）

近年、ASEANの成長活力を取り込むことによって経済活性化を図るべく、前述の米国及びEU、後述する日本の他にも、中国、韓国、インド、豪州・ニュージーランド（ANZCER）等が、ASEANとのFTA/EPA締結への動きを活発化させている。

(i) 中国ASEAN FTA

2000年11月の首脳会議で、朱鎔基首相が中国ASEAN FTAを提案し、2001年11月の首脳会議では、①中国ASEAN間の「経済協力枠組み」を確立し、10年以内に「中国ASEAN自由貿易地域（FTA）を創設する、②自由化措置の前倒しを行う品目（いわゆる「アリーハーベスト」）を、今後の協議により決定することに合意した。2002年1月からの実務者会合を経て、6月からの貿易交渉委員会で議論を行い、11月の首脳会議で、10年以内の中国ASEAN FTAの創設を含む「包括的経済協力枠組み協定」に署名し、同協定は2003年7月1日に発効した。2004年11月には、「物品貿易協定」「紛争解決制度協定」に署名し、2005年7月から関税引き下げを開始している。また、2007年1月に署名された「サービス貿易協定」は同年7月に発効、2009年8月には「ASEAN中国投資協定」に署名した。

(ii) 韓国ASEAN FTA

2004年3～8月の韓国ASEAN FTA専門家共同研究会後、2004年11月の韓ASEAN首脳会談において、交渉を開始するとともに、2009年1月1日までに全品目の80%の関税を撤廃することに合意した（CLMVは別途設定）。その後、2005年2月の交渉開始以後8回の交渉を経て、2005年12月の韓ASEAN首脳会談において「包括的経済協力枠組み協定」に署名し、また、同時期に行われた韓国ASEAN通商長官会談において「紛争解決協定」に署名し、韓ASEAN首脳会談において「包括的経済協力枠組み協定」に署名した。また、2006年8月、「物品貿易協定」に署名（タイを除

く) し、2007年6月より関税引き下げを開始した。また、2007年11月に「サービス貿易協定」に署名(タイを除く)した。2009年2月には、タイの物品貿易協定に係る議定書を署名、6月には投資協定が署名された。

(iii) インドASEAN FTA

2002年11月、ASEANとインドの初の首脳会談において、双方が経済協力の強化で合意し、貿易・投資の自由化を長期目標とすることなどを決定した。その決定を受け、政府間の作業部会を立ち上げ、2003年10月に枠組み協定に署名した。物品分野において、インド側の自由化除外品目数等について交渉が難航していたが、2008年8月に合意に至り、2009年8月に署名され、2010年1月から発効した。投資・サービス分野においても交渉が行われている。

(iv) 豪州・ニュージーランド (CER) ASEAN FTA

2002年9月のASEAN・CER経済大臣会合において、豪・NZ(豪・ニュージーランド自由貿易協定:CER)とASEANは「AFTA・CER-CEP」共同閣僚宣言(FTAは含まれない)に署名した。これによりASEANとCERの間で貿易、投資、地域経済統合を促進するためのフレームワーク構築が合意された。また、2010年までにASEANとCER間での貿易と投資を2倍にすることを目標に各分野で協力することに合意。その後、2004年11月に開催されたASEAN—豪・NZ記念首脳会議において、ASEAN—豪・NZとのFTA交渉は、ASEAN—豪・NZ記念首脳会議の合意に従い、2005年2月に交渉を開始した。2008年8月に物品分野に加え、サービス、投資、知的財産を含むFTAに合意し、2009年2月に署名され、2010年1月に発効した。

(c) 地域統合に向けた各国等の主な動き

(i) シンガポール

シンガポールは積極的にFTA/EPA締結に向けた動きを展開している。既に、ニュージーラン

ド(2001年1月)、日本(2002年11月)、欧州自由貿易連合(EFTA、2003年1月)、豪州(2003年7月)、米国(2004年1月)、インド(2005年8月)、ヨルダン(2005年8月)、韓国(2006年3月)、パナマ(2006年7月)、ペルー(2009年8月)、中国(2009年1月)との間でFTA/EPAを発効した。また、ブルネイ、ニュージーランド、チリとの間に、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)を締結している(2006年5月:ニュージーランド、同年7月:ブルネイ、同年11月:チリ)。GCCとは2008年12月に署名、パキスタン、カナダ、ウクライナ、インドとは現在交渉中である。一方、メキシコとの交渉は中断したままとなっており、エジプト、コスタリカとは交渉開始に合意したものの開始に至っていない。

(ii) タイ

タイは2001年のタクシン政権発足から、各国との経済連携強化に積極的に動き出した。既に豪州(2005年1月)、ニュージーランド(2005年7月)、日本(2007年11月)の間ではFTAが発効している。バーレーン、ペルー、インドの間ではFTA枠組み協定を締結したが、バーレーンとはGCCが単独でのFTAを認めなかったことから頓挫し、ペルーとは交渉を継続中(アーリーハベスト(EH)は署名済み)、インドとは全体交渉を継続中(EHは実施済み)となっている。また、米国(2004年6月開始)、EFTA(2005年10月開始)とも交渉を開始している

(iii) マレーシア

マレーシアは、2004年1月より開始した我が国とのEPA交渉を契機に、各国との取組を進めている。日本(2006年7月発効)とパキスタン(2008年1月発効)の間ではFTA/EPAが発効している。2005年3月に交渉が開始されたニュージーランドについては、2009年10月に署名され、2010年中にも発効される見通しである。また、豪州(2005年5月開始)、米国(2006年6月開始)、チリ(2007年6月開始)、インド(2008年2月開始)とFTA交渉を行う他、ASEAN全体として

の取組にも参加している。

(iv) 韓国

韓国は、世界的にFTA/EPAが拡散する趨勢に効率的に対応するため、2003年に「FTA推進ロードマップ」を策定し、関税撤廃、サービス投資、知的財産権、政府調達等を含む包括的なレベルの高い同時多発的なFTAを推進する方針を確認した。また、2004年12月に外交通商部にFTA局を新設し、2005年から複数の国・地域と同時並行的に交渉を行うなど、FTA/EPA締結を加速させている。

現在、韓国は、3か国（チリ、シンガポール、インド）・2地域（EFTA、ASEAN）との間でFTA/EPAを発効・署名、1ヶ国（米国）との間で署名、1地域（EU）との間で仮署名をしている。米国とは2006年6月から交渉を開始し、2007年4月に交渉妥結、同年6月に署名に至ったが、米国内での意見の対立から批准が難航している。また、EUとの間では、2007年5月に交渉を開始、2009年10月に仮署名に至り、2010年内の発効が見込まれている。インドとの間では、2006年3月に交渉を開始、2009年8月に署名し、2010年1月に発効した。

現在、交渉が中断している日本以外に、カナダ、メキシコ、GCC、ペルー、オーストラリア、ニュージーランド、コロンビアとの間で交渉を行っている。また、4ヶ国（中国、トルコ、ロシア、イスラエル）・3地域（日中韓、メルコスール、SACU）との間で共同研究又は共同研究の開始に合意している。

(v) 中国

中国は、近年、各国地域との経済連携強化を積極的に推進している。現在までに、香港（2003年6月）、マカオ（2003年10月）、ASEAN（2004年11月）、チリ（2005年11月）、パキスタン（2006年11月）、ニュージーランド（2008年4月）、シンガポール（2008年10月）、ペルー（2009年4月）とFTAを締結している（()内は調印月）。このうちニュージーランドとのFTAは、15回の

交渉を経て、2008年4月に締結され、中国にとって初めての先進国とのFTAとなった。現在、SACU（南部アフリカ関税同盟）、GCC（湾岸協力会議）、豪州、アイスランド、コスタリカ、ノルウェーとの間で交渉を行っているほか、インドとはFTAの可能性に関する共同研究を終了し、韓国、スイスとは政府間研究や産官学共同研究等を行っている。また、日中韓3国間では産官学共同研究の開始に合意している。(vi) インド

2003年10月にASEANと包括的経済協力のための枠組み協定を締結し、FTA交渉を開始、2008年8月に物品分野について実質的に合意した。また同時に、タイとも同様の協定を締結してFTA交渉を開始し、2004年9月から82特定品目についてアリーハーベストが実施されている。更にシンガポールとは包括的経済協力協定(CECA)が2005年8月に発効している。マレーシアとの間でも2008年2月からCECA交渉中である。2004年1月には南アジア地域協力連合(SAARC)首脳会議が開催され、加盟7か国が対象となるSAFTA枠組み協定に署名、2006年1月に発効に至っており、2016年までに南アジア自由貿易圏を創設するとしている(後述)。スリランカとは2008年7月に包括的経済連携協定(CEPA)交渉が妥結した。インドはこの他にも、GCCとの間でFTA、南アフリカ、SACU(南アフリカ関税同盟)、BIMSTEC(後述)との間ではFTA枠組み協定、メルコスール、アフガニスタン、チリとの間ではPTA(特惠貿易協定)を既に締結している。また、インドは、豪州、ロシア等との間で、FTA/EPAの研究会を開催しており、エジプトとも研究会の開催に合意した。中国とは2008年1月に研究会を終了した。韓国とは2006年3月からCEPAの交渉を開始し、2009年8月に署名、2010年1月に発効した。またEUとは2007年6月からFTA交渉中である。なお我が国とは、2007年1月にEPA交渉を開始している(3. 我が国における取組を参照)。

(vii) 豪州

豪州は各国とのFTA交渉に積極的に取り組んでおり、これまでにニュージーランド、シンガポール、米国、タイ、チリ、ASEAN-NZとのFTAが発効・締結されている。現在も日本、中国（2005年5月交渉開始）、韓国（2009年5月交渉開始）、マレーシア（2005年5月交渉開始）と交渉を継続しているほか、インド、インドネシアとの共同研究を実施している。また、2008年11月には、原則として2015年までに100%の関税を撤廃するという高いレベルの自由化を指向したFTAである環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加も表明している。

(viii) ニュージーランド

ニュージーランドは、これまでにオーストラリア、シンガポール、タイ、中国、ASEAN-豪とのFTAを発効しているほか、シンガポール、ブルネイ、チリとの間で環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）を発効している。また、2009年6月にマレーシアとの間でFTA協定に署名、2009年10月にはGCC、2009年11月には香港との間で交渉を妥結している。また、2009年6月より韓国との間で交渉を開始している。

(ix) 南アジア自由貿易圏（SAFTA）

2004年1月南アジア地域協力連合（SAARC）首脳会議が開催され、加盟7か国（インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ）が対象となるSAFTA枠組み協定に署名し、2006年1月に発効している。2007年末までに、一部の例外品目を除き、非LDC国（インド、パキスタン、スリランカ）が最高税率を20%に削減、LDC国は同様に30%まで削減し、2016年までに同最高税率を0～5%に引き下げる南アジア自由貿易圏を創設するとしている。

(x) BIMSTEC（ベンガル湾多分野技術経済協
カイニシアティブ）

BIMSTECは、バングラデシュ、インド、ミャンマー、スリランカ、タイ、ネパール、ブータン

の計7か国で構成されている。2004年2月、バングラデシュを除き、FTA枠組み協定を締結し、同年6月、バングラデシュを含めて再調印した。関税交渉を進め、2006年7月より関税の削減を開始（ファストトラック）する予定であったが、現在も交渉を継続中である。

(d) 東アジア・アジア太平洋地域の広域経済連携

東アジアを中心とするアジア太平洋地域においては、前述の「ASEAN+1」の取組のほか、ASEAN+3（日中韓ASEAN）、ASEAN+6（ASEAN+3各国、インド、豪州及びニュージーランド）及びAPEC（アジア太平洋経済協力）の枠組みで、広域経済連携を目指す取組が重層的に進められている。

(i) 東アジア共同体（ASEAN+3とASEAN+6）

東アジアの経済統合/政治協調を目指す動きは、1991年のマレーシアのEAEC（東アジア経済協力）構想を端緒としている。アジア通貨危機が発生した1997年には第1回ASEAN+3首脳会議を開催（以後常設化）、第3回ASEAN+3首脳会議において今後の東アジアにおける協力の基本方針を定めた「東アジアにおける協力に関する共同声明」が発出された。また、2001年にEAVG（東アジアビジョングループ）が共同体実現に向けた基本理念や制度化の方向性についてASEAN+3首脳会議へ報告し、2002年にはEASG（東アジアスタディーグループ）が短期的に実現すべき17項目、中長期的に実現すべき9項目の具体的方策について報告したことで東アジア共同体形成への機運が高まった。なお、2003年の日ASEAN特別首脳会議で東京宣言が採択され、東アジア共同体の構築に向けた協力深化が日ASEANの共通戦略の1つとして確認されている。2005年12月には、前年のASEAN+3首脳会議の合意に基づき、ASEAN+6を参加国とする「東アジア首脳会議（EAS）」が初めて開催され、EASの定期開催や、

EASがこの地域における共同体形成に「重要な役割 (significant role)」を果たすことなどを確認する共同宣言を発出した。2007年1月にはフィリピン・セブ島で第2回EASが開催され、EASの枠組みにおける初めての協力として日本からエネルギー分野での提案等が行われた。また、第3回EASは2007年11月にシンガポールで開催され、「東アジア包括的経済連携 (CEPEA)」の中間報告、「東アジア・ASEAN経済研究センター (ERIA)」の正式設立の合意がなされた。第4回EASは2009年10月に開催され、東アジア包括的経済連携 (CEPEA) 構想の民間研究の成果を政府間で議論・検討するとの経済大臣会合の決定を歓迎した。

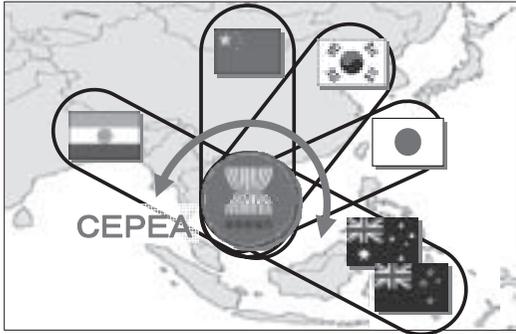
(ii) 東アジア経済統合 (EAFTA、CEPEA、ERIA)

EASG報告は、中長期的に実現すべき項目として「東アジア自由貿易地域 (EAFTA)」を挙げている。2005年4月に開始された、ASEAN + 3の専門家によるEAFTAの実現可能性に係る研究会は、2006年7月、ASEAN + 3によるFTAの構築に向け政府間協議を開始すべきとする報告書をまとめた。8月のASEAN + 3経済大臣会合では、政府間協議を時期尚早とする意見が多く、2007年1月のASEAN + 3首脳会議で専門家によるフェイズ2研究の継続が決まった。同研究は2007年5月より開始され、2007年11月のASEAN + 3首脳会合、2008年8月のASEAN + 3経済大臣会合で進捗が報告された。2009年8月のASEAN + 3経済大臣会合において最終報告され、最終報告書を首脳に提出すること、また、専門家の提言について政府間での議論を開始することについて首脳に提言することが合意された。同年10月、ASEAN + 3首脳会合で最終報告され、民間研究提言の政府間検討の開始に関する経済大臣会合の決定を歓迎した。他方、ASEAN + 6については経済実態としての結びつきの強まり、ASEANと日本・中国・韓国・インド・豪州及びニュージーランドとのFTA/EPAの取組の進展に伴い、こ

れを基礎とする広域経済連携の模索が可能となっていることから、2006年8月、日本はASEAN + 6による「東アジア包括的経済連携 (CEPEA)」の専門家研究を提案した。2007年1月の第2回EASにおいて首脳間で研究会の開始に合意した専門家研究については、2008年6月までに計6回の会合を開催し、その結果報告を取りまとめた。2008年8月のASEAN + 6経済大臣会合で合意された継続研究については、2008年11月から2009年7月までの間に計4回の会合が開催された。2009年8月のASEAN + 6経済大臣会合で最終報告され、EAFTA同様、最終報告書を首脳に提出すること、また、専門家の提言について政府間での議論を開始することについて首脳に提言することが合意された。我が国は同会合において、東アジアの経済統合に向け、原産地規則についてのワークショップの開催を提案し、閣僚間で合意された。2009年10月の第4回EASで首脳は、民間研究の成果を政府間で議論・検討するとの経済大臣会合の決定を歓迎し、EAFTA構想と同時並行で政府間の議論に移行すべきことが確認された。また、日本は2006年8月に東アジアの経済統合・持続的成長のために政策提言等の知的支援を行う「東アジア・ASEAN経済研究センター (ERIA)」の設立を提案し、第2回EASにおいて首脳間で歓迎を得た。その後、2007年11月の第3回EASにおいて、各国首脳からERIAの正式設立の合意を得るに至った。当該合意を踏まえ、ERIAは2008年6月に設立総会を開催し、正式に設立されるとともに、本格的な研究活動を開始した。2009年10月の第4回EASにおいても、各国首脳から、ERIAの地域協力への貢献が評価されるとともに、「アジア総合開発計画」完成の加速化に向けERIAがADB、ASEAN事務局と協力することが要請された。

ASEANとCEPEA

〔ASEANは日本、中国、韓国、インド、豪州・ニュージーランドとFTA/EPAに取り組んでいる。〕

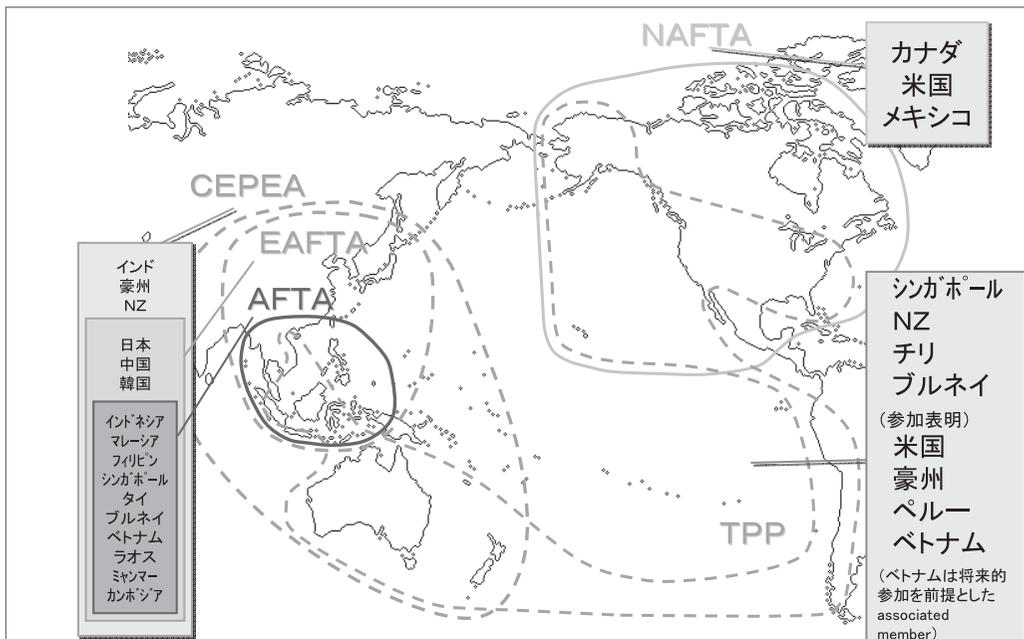


(iii) APEC (アジア太平洋経済協力)

APECは、日本とオーストラリアが主導して1989年に創設した、アジア太平洋における地域協力枠組みである。1994年にインドネシアのボゴールにて開催された首脳会議では、先進エコノミーは2010年（途上エコノミーは2020年）までに自由で開かれた貿易・投資を達成することを目標として掲げた（ボゴール目標）。FTAは本目標を達成するための有力な手段の一つであり、アジア太平洋におけるFTAの質を高めるための具体

的な取組として、FTA交渉の参考となるような文書（「FTAモデル措置」）が策定されている（2009年末時点で15章分が完成）。また、2006年のAPEC首脳会議では、米国の働きかけもあり、長期展望としてのアジア太平洋の自由貿易圏（FTAAP）を含む、地域経済統合を促進する方法及び手段について更なる研究を実施することで合意し、それ以降、APECにおける地域経済統合に関する議論が急速に進展した。翌2007年のAPEC首脳会議では、その研究成果をまとめた報告書が提出され、既存の二国間及び多国間のFTAについての研究等を実施していくことが承認されたほか、2008年のAPEC首脳会議では、その進捗が報告されるとともに、今後も継続して検討していくことが合意された。2010年には、我が国はAPEC議長国として、首脳会議や閣僚級の会合から専門家レベルの会合に至るまで一連の会合を主催する予定であるが、これは、我が国がこの地域の経済統合を推進していく貴重な機会であり、財・サービスのみならず、資金・人材・情報を含めた幅広い分野での地域経済統合を進め、地域の安定に貢献していくことが求められている。

アジア太平洋における重層的枠組み



(iv) 環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP :
Trans-Pacific Strategic Economic
Partnership)

2005年、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国は、環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP : Trans-Pacific Strategic Economic Partnership) に署名した。TPPは、原則として2015年までに100%の関税を撤廃するという高いレベルの自由化を指向したFTAであり、また、サービス、知的財産制度、協力等の幅広い項目を備えている。2008年3月、米国はTPPで積み残しとなっていた投資ルールと金融サービス交渉に参加し、その後9月には交渉対象を全分野に拡大することを表明した。11月にはペルーにて開催されたAPEC閣僚会議の際に、オーストラリア、

ペルーも参加を表明、その後ベトナムが将来における参加を前提としたメンバーという位置づけで関与を表明した。その後正式な交渉が開始されないまま1年近くが経過したが、2009年11月、オバマ米大統領がTPP関係国と連携 (engage) していくことを発表、12月には議会に交渉開始を通知した。これを受け、2010年3月にオーストラリアにて第1回交渉が開始される予定である。

TPP加盟国はさらなる参加国の拡大を目指しており、アジア・太平洋ワイドでの地域経済統合の核、またAPECワイドのFTA (FTAAP) へとつながる経済連携協定になりうる可能性がある。我が国としても、アジア・太平洋をめぐる地域経済統合の重要な動きの一つとして、TPPへの対応のあり方を検討していく必要がある。

3. 我が国における取組

我が国の通商政策の基本は、WTOドーハ・ラウンドへの主体的参画等による国際的な共通ルールの整備・強化、及び自由かつ透明な国際的経済活動の環境整備を目指すことである。しかしながら、WTOでは加盟国数の増加、交渉項目の多様化等の結果、機動的な交渉や合意形成が困難なものとなる傾向が見られる。他方、諸外国が経済連携強化の取組を加速させるなど、我が国の対外経済政策を取り巻く環境は近年著しい変化を遂げている。このような中で、我が国の対外経済政策は、WTOによる基盤的な国際通商ルールの整備・強化とルールに基づく紛争解決を基本としつつも、WTOにおける取組を補完するものとして、地域間あるいは二国間におけるFTA/EPAを戦略的かつ柔軟に活用しながら、多層的な対外経済施策を展開していく必要がある。EPAでは、関税やサービスの自由化のみならず、投資ルールの整備、人的交流の拡大など、幅広い分野について、協定構成国間で経済実態に即したルール、協定を機動的に締結することを目指している。経済

連携における交渉相手国・地域の決定にあたっては、経済上・外交上の視点、相手国・地域の状況等を総合的に勘案し、我が国の国益に資するものとするのが重要である。また、二国間の枠組みだけでは解決できないような問題に対処するため、地域的な枠組みでの取組も併せて推進し、質の高い協定の締結を通じ、将来的により自由で開かれたビジネス環境の構築を目指している。

FTA/EPAの締結によって我が国が得られるメリットとしては、以下の点が考えられる。

- i) 域内企業間の競争と、全域内での経営資源の最適配置が可能になることにより、企業の収益力が改善されるとともに、国内の経済構造の改革が促進される。また、相手国・地域の我が国にとっての直接投資先としての魅力が向上する。
- ii) 関税の撤廃、諸制度の調和等を通じて、我が国にとって重要な市場への優先的アクセスが得られることにより、貿易・投資の機会が拡大するとともに規模の経済による利益を享受

することが可能になる。

iii) 基本的な考え方を共有する国・地域との間で通商ルールの策定を迅速に行うことにより、WTOにおいてルールが形成されていない分野での制度構築を先取りすることが期待できる。また、当該ルールの浸透により、WTOでの同一分野の議論において主導権を確保しやすくなる。

以上のようなFTA/EPAのメリットは、他国に先んじてFTA/EPAを締結することによって得られる一方で、逆に、第三国間でFTA/EPAが締結されることになれば、FTA/EPAを締結していない国やその企業は、不利な立場に置かれることになる。冷戦構造崩壊後、1990年代を通じて欧米がFTAを積極的に推進してきた一方、我が国は大きく出遅れた。FTA/EPAを締結するには、農業分野など我が国のセンシティブセクターの自由化が大きな課題となるが、我が国経済との相互依存関係の深い東アジアにおいてもFTA/EPA締結が加速するなか、国益を見据えて、FTA/EPA推進に向けた一層の努力が必要であると考えられる。上述のとおりFTA/EPAはWTOでの多数国間の取組を補完するものであり、決してそれを代替するものではない。例えば、WTOにおける合意は多数国間の経済厚生を増加させ、また、FTA/EPAによって生じる各種制度の錯綜状態（いわゆる「スパゲティボウル現象」）を平準化する効果を有する。さらに、FTA/EPAと異なり、WTOにおける合意は、ある国・地域が多数国間での合意事項を遵守せず他国の経済厚生を低下させている場合には、複数国・地域で連携・対処するという協力関係を構築しやすい。加えて、WTOの紛争解決制度は幅広い分野において透明かつ実効的に多数国間における規律の遵守及び明確化に貢献しており、これらはFTA/EPAにはない機能である。このように、WTOにおける合意形成は決して容易ではないものの、達成された場合の効果は計り知れない。我が国としては、WTOによる基盤的国際通商ルールの深化・

拡充に積極的に貢献することを基本としつつ、FTA/EPA交渉を通じた地域秩序構築へ、主体的に関与していくとの姿勢が必要である。

【取組の状況】

①発効済みEPA

(a) ASEANとのEPA

日ASEAN間では、ASEAN各国との二国間での取組と日ASEAN全体での取組を並行して進めている。

(i) ASEAN全体とのEPA

ASEAN全体とのEPAである日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）は、2004年11月の首脳間での合意に基づき2005年4月より交渉を開始し、2008年4月に各国持ち回りでの署名を完了し、12月1日に発効した（2010年2月時点で日本、シンガポール、ラオス、ミャンマー、ベトナム、ブルネイ、マレーシア、タイ、カンボジアに関して発効）。AJCEPは、日本とASEANを1つのエリアとして、人口7億人、経済規模5兆6千億ドルの自由な経済圏を制度化するものであり、日本とASEAN双方の経済活性化の上で、非常に重要な意義がある。東アジア地域において、ASEANは依然として我が国との貿易・投資関係が最も深く重要な地域であり、既存の投資による蓄積が多く存在するASEANの資産を有効活用する観点からも重要である。更に、AJCEPは、日本とASEAN各国との二国間EPAでは解決が困難な、日ASEANワイドで行われている経済活動の実態により即した形での産業競争力強化に資する。例えば日本で製造した高付加価値部品を用いてASEAN域内で最終製品に加工し、その製品を域内輸出する場合には、既存の枠組み（二国間のEPA、AFTA）における特恵を享受できないケースが生じるが、AJCEPで、原産地規則における累積規定が日本及びアセアン域内で適用されることで、本協定における特恵を享受する可能性を提供する。

(ii) シンガポールとのEPA

2002年1月13日に署名、同年11月30日に発効した。本協定は、我が国最初の地域貿易協定(RTA)として、貿易・投資の自由化・円滑化や経済制度の調和により、域内貿易・投資を拡大し、ペーパーレス貿易や相互承認等の分野で制度の調和を図るとともに、情報通信技術(ICT)や貿易・投資の促進分野で二国間協力を充実させる等、二国間における包括的経済連携を推進するものである。なお、2006年4月に開始された協定見直し交渉が2007年3月に議定書署名、同年9月に発効に至り、更なる自由化が図られている。本協定発効後、我が国のシンガポールとの物品貿易は、輸出が44.6%増、輸入が32.3%増で貿易黒字が27.2%増と堅調に推移している。サービス貿易は、受取が2.7倍、支払いが67.0%増となり、サービス収支が黒字に転じている。また、対シンガポール直接投資残高は対外投資が59.8%増、対内投資が9.1倍となっている(いずれも2002年と2007年の比較)。

(iii) フィリピンとのEPA

2004年2月より交渉を開始し、2006年9月の日比首脳会談において署名し、2008年12月に発効した。フィリピンにとっては初の二国間EPAである本協定は、両国間の物品、ヒト、サービス、資本の自由な移動並びに知的財産、競争政策、ビジネス環境整備等の制度の調和・明確化を促進し、双方の経済活動を発展させるとともに、知的財産、競争政策、ビジネス環境整備、更には人材養成、貿易投資、情報通信技術、中小企業等の分野で二国間協力を充実させる等、二国間における包括的経済連携を推進することを目的としている。また、本協定により、2009年5月よりフィリピン人看護師候補者及び介護福祉士候補者が310人来日している。

(iv) マレーシアとのEPA

2004年1月より交渉を開始し、2005年5月に大筋合意を確認、同年12月に両国首脳間で協定に正式署名し、2006年7月に発効した。

マレーシアには多くの日系企業が現地進出しており、両国の経済的結びつきは深い。したがって、このような両国間での経済連携協定の実現は、部品調達、販売の円滑化を促し、両国間の貿易投資を一層拡大させる効果がある。具体的に効果の大きい項目としては、まず関税の撤廃・削減が挙げられる。また、多くの進出企業にとって、投資ルールの整備やサービス自由化に加え、ビジネス環境向上のために両国の官民双方が取り組む枠組みであるビジネス環境整備小委員会を設置したことは、重要な意義を有する。同委員会は2007年3月の第1回を皮切りに、2009年11月までに4回の会合が開催されている。ビジネス環境整備小委員会では、同地でビジネスを行う上で様々な問題を議論し、一部解決が見られていることから、産業界からも高い評価を得ている。このほか、原産地やサービス、協力分野などにおける小委員会も開催されており、EPAの執行が進んでいる。

(v) タイとのEPA

2004年2月より交渉を開始し、2005年9月の大筋合意を経て2007年4月に首脳間で署名に至り、2007年11月に発効した。

本協定の締結により、タイは自動車の一部を除くほとんどの鉱工業品の関税を10年以内に撤廃し、我が国は、多くの農産品を含む包括的な関税撤廃削減を行う。タイは、投資分野についても、製造業投資の規制を強化しないことを宣言するとともに、サービス分野については特に、修理・メンテナンスや小売・卸売サービス等の製造業関連サービスの一部について、外資規制を緩和する。人の移動分野では、タイ人スパ・セラピスト及び、介護福祉士の日本への受入について、並びに日本人のタイにおける滞在及び労働許可の取得に係る条件の緩和について検討するため現在協議中である。このほか我が国は、自動車や鉄鋼等の産業協力、農業協力等を実施している。タイは、ASEAN内では第1位の貿易相手国であるが、日本からの輸出品のほとんどが有税かつ高関税であ

るため、本協定の発効による関税撤廃のメリットは大きい。また、タイにとって日本は第1位の投資国であり、多くの日本企業が進出しており（2009年現在、日本商工会議所加盟数がASEANで最大）ASEANにおける日本企業の中核的な生産拠点である。これら現地進出日本企業が抱えるビジネス上の諸問題を解決するため「ビジネス環境の向上に関する小委員会」を設置し、2009年までに2回開催しており成果が出始めている。投資ルールの整備やサービス自由化による事業環境の整備の観点からも本協定のメリットは大きい。

(vi) インドネシアとのEPA

2005年7月より交渉を開始し、2006年11月に大筋合意を確認、2007年8月の首脳会談で署名に至り、2008年7月に発効した。

インドネシアとの経済連携協定は、貿易障壁の削減・撤廃に加えて、既存の法制度の整合性や各制度の合理的な運用・透明性の確保、投資環境の改善等の効果がある。また、インドネシアは、天然ガス、石油など豊富な地下資源を有しており、本協定にはエネルギー・鉱物資源章が設置されている。我が国はインドネシアにとって第9位の貿易相手国（2008年）であり、両国の経済的な結びつきは深い。インドネシアはASEAN域内で最大の人口（約2.28億人）を擁しており、我が国企業にとって有望な市場への優先的なアクセスが実現する。本協定に基づき、製造業分野での二国間協力（14分野27案件）を実施しており、二国間経済関係が一層強化が期待される。また、本協定により、2008年8月以降インドネシア人看護師候補者及び介護福祉士候補者が570人来日している。

(vii) ブルネイとのEPA

ブルネイとのEPAは、2006年5月の麻生・モハメッド外相会談での正式交渉開始の決定を受け、2006年6月より交渉を開始し、同年12月の大筋合意を受け、2007年6月に署名し、2008年7月末に発効した。

ブルネイは、天然ガスなど、我が国にとって重要なエネルギー供給国の1つである。日ブルネイ

EPAでは我が国初の独立したエネルギー章が設置されている。同章にはエネルギー分野において規制措置をとる際の既存の契約関係への十分な配慮、及び相手国への通報・協議の実施、環境への配慮、協力、二国間の協議メカニズム等が盛り込まれ、エネルギー分野において安定的で両国の利益となるような関係の維持・強化に資する内容となっている。

(viii) ベトナムとのEPA

ベトナムとのEPAは、2006年10月の日越首脳会談において交渉入りに合意、2007年1月に交渉開始。その後計15回の交渉会合を経て、2008年9月に大筋合意に至り、同年12月、協定に正式署名、2009年10月に発効した。ベトナムにとっては初の二国間EPAとなる。

ベトナムは、近年、ビジネス環境整備の枠組みである日越共同イニシアティブ（2003年開始）や日越投資協定（2004年発効）の効果もあり、自動車・電子電気関連の製造業をはじめとした日本企業からの投資は着実に増加し、我が国産業界の関心は非常に高い。しかし、部品・素材等の高い関税率、裾野産業が未発達であること等が今後の課題となっている。日越EPAは、こうした課題に取り組むとともに、両国間の第3の経済的支柱として、政治・経済関係の更なる強化に資することが期待される。本協定の締結により、物品貿易分野において、ベトナム側は現地製造業が生産に必要な部品・素材を中心とした関税削減及び撤廃を行う。ベトナムにとっては、中国ASEAN FTA、韓国ASEAN FTAでは譲許していない高い水準の自由化を約束した。他方、日本側は鉱工業品分野ではほぼすべての品目で関税を撤廃し、農水産品分野についても市場アクセスを改善した。人の移動分野では、ベトナム人IT技術者の移動を促進するため、現行の入管制度の範囲内でIT技術者に関する約束をしたほか、看護師・介護士については、将来的な受入れの可能性について、協定の発効後継続して協議することとした。また、裾野産業育成の協力や食品衛生管理及

(現在までに4回開催)を含む、両国政府による協定下各委員会の実施や日メキシコ関係者が協力して行った投資セミナー、エネルギーセミナー、ミッション派遣の実施等、両国間の経済連携の強化に向けた取組が行われている。

(d) チリとのEPA

2004年11月の首脳会談において、EPAの可能性について検討するための産学官による「共同研究会」の立ち上げに合意し、2005年1月末に研究会を開始、以後4回の会合を実施した。同年11月、両国首脳間で、共同研究会の報告書を踏まえ、EPA交渉を開始することに合意し、2006年2月から9月にかけて4回の交渉会合を実施、2006年9月に市場アクセスを中心に協定の主要な要素について大筋合意に至った。その後、第5回交渉を同年11月に開催し、同月の首脳会談において交渉の妥結が確認され、2007年3月末に日チリEPAは署名され、同年9月に発効した。チリは、我が国と同様に貿易立国として開放的な経済政策を積極的に推進している。政治・経済情勢も安定しており、我が国にとって鉱物資源の重要な供給国でもある。また、チリは、米国、カナダ、EU、EFTA、韓国、中国等、既に約50か国との間でFTAを締結しており、我が国としては、FTA/EPAが存在しないことによる経済的不利益を解消することが重要であった。

(e) スイスとのEPA

2005年4月の首脳会談において、日スイスFTA/EPAのメリット・デメリットを含め、先進国間に相応しい経済連携の強化の在り方に関する政府間での研究を立ち上げることに合意し、同年10月から2006年11月にかけて、5回の共同研究会合が開催された。本研究の報告を受け、2007年1月、両国首脳間でEPA交渉の開始に合意し、8回の交渉会合を経て2008年9月に大筋合意、2009年2月に署名、同年9月1日に発効した。日スイスEPAは我が国にとって欧米先進国との初のEPAであり、先進国間EPAのモデルとなり得る高いレベルの内容を実現している。具体的に

は、物品貿易における質の高い自由化(主要鉱工業品の関税即時撤廃を含む、発効後10年以内で往復貿易額の99%以上を関税撤廃等)、我が国のEPAでは初めて原産地証明制度に関して認定輸出者による自己証明制度を導入、同じく我が国のEPAでは初めて電子商取引章を設置している。その他、投資、サービス、知的財産に関しても高いレベルの成果を得ている。

②交渉中EPA

(a) 韓国とのEPA

日韓EPAは、2003年12月にEPA交渉を開始し、2004年11月以降事実上中断していたが、2008年以降、交渉再開に向けた動きが加速化している。2008年2月の李明博大統領就任後の日韓首脳会談において、日韓EPA交渉再開を検討していくことで合意し、2008年4月の日韓首脳会談では、「日韓EPA交渉再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議」を開催することで一致した。この合意に基づき、2008年6月と12月に、課長級による実務者協議が開催された。また、2009年1月の日韓首脳会談では、実務者協議代表のレベルを審議官級に格上げすることで合意し、2009年7月と12月に審議官級による実務者協議を開催した。

日韓は、産業構造が比較的類似していると同時に、国際水平分業が成り立っている。日韓EPA締結は、市場の一体化を通じて、両国企業の国境を越えた競争・協力、更には経済構造改革を一層進展させ、両国の生産性・効率性を向上させる点から重要である。また、現在は比較的浅い関係にとどまっている投資関係の発展など、両国の経済関係のポテンシャルを顕在化させる契機として意義があるほか、2008年2月の首脳会談で合意された「日韓新時代」を象徴するものとなりうる。現在、隣り合った先進国でEPAを締結していないのは日韓両国のみである。

なお、日本から韓国への輸出における有税品目は総額の56.6%を占める一方、韓国から日本への

輸出における有税品目は24.0%にとどまる。また、韓国への輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車（完成車（8、10%）、部品（8%））、プラスチック製品（4~8%）、一般機械（3~13%）、機械類・電気機器類（3~16%）となっており、韓国の鉱工業品の関税率は概ね6~8%である（2008年）。

(b) GCCとのFTA

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦からなるGCC（湾岸協力会議）諸国とのFTAについては、2006年3月に物品とサービスの分野を対象とした交渉開始に合意、4月に小泉総理（当時）とスルタン・サウジアラビア皇太子の共同声明で交渉入りを発表、2006年9月に交渉を開始し、2007年1月に第2回交渉を実施した。この地域は、我が国の原油輸入量全体の約70%（2008年）を占め、また我が国からの総輸出額も2.8兆円に達する（2008年）など、同諸国との間で経済関係を含めた友好的な関係を形成・維持することが、我が国のエネルギー安全保障及び貿易拡大の観点から重要である。更に、日・GCC間のFTAに含まれていない分野については、サウジアラビア、カタール、UAE、クウェートと、それぞれ二国間の取組を設置・強化している。サウジアラビアとは中断していた投資協定交渉を2006年10月から再開し、2008年5月に第7回交渉を実施、実質合意に至った。カタールとはエネルギー分野や投資・ビジネス環境分野を協議するカタール合同経済委員会を2006年11月から2009年11月まで計4回開催し、投資協定の早期締結を目指すことを決定した。また、アラブ首長国連邦との間にも合同経済委員会を設置し、2007年12月に第1回を開催、クウェートとの間でも2008年7月に合同委員会の設置に合意した。

(c) インドとのEPA

2004年11月、首脳会談において両国の経済関係強化の在り方につき包括的な観点から協議するための共同研究会を立ち上げることに合意し、

2005年7月から2006年6月にかけて4回の共同研究会を開催した。この共同研究会の報告書を受け、2006年7月に開催された日印首脳会談で、交渉の実施に向けた事務レベルの準備を開始するよう指示が出された。その後、2006年12月の日印首脳会談で、2007年1月からの交渉入り及び約2年以内の可能な限り早期の実質的な交渉終了を目指すことに合意した。さらに、2009年12月の日印首脳会談で、早期合意を目指し交渉を加速化することに合意した。インドは我が国からの輸出品のほとんどに対して高関税を課しており、関税撤廃により、輸出促進だけではなく、製造業中心の我が国進出企業の自由な調達活動が可能となる。投資・サービス分野については、自由で透明かつ安定したルールを策定し、事業環境を整備することが重要である。なお、インドへの輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車部品（10%）、鉄鋼製品（10%）、精密機器（7.5%、10%）、工作機械（7.5%）など（2007年）。

(d) 豪州とのEPA

2003年7月、首脳会談において署名された「日豪貿易経済枠組み」に基づき、貿易・投資自由化の得失に関する政府間共同研究及び貿易投資円滑化措置に関する協力等が実施され、2005年4月に本共同研究は終了した。その後、同年4月の首脳会談において、農業の取扱いには非常に難しい問題があるとの認識を共有しつつ、FTA/EPAのメリット・デメリットを含め、先進国間に相応しい経済関係の強化の在り方について政府間で研究することに合意し、同年11月から2006年9月の間に、5回の共同研究会合が開催された。同共同研究会の最終報告書を受け、2006年12月、安倍首相・ハワード豪首相間で2007年からのEPA交渉開始が合意された。2007年4月に第1回交渉が開催され、これまでに10回の交渉を行った。日豪EPAのメリットとしては、関税撤廃による貿易の拡大（日豪EPAにより、豪州に対する輸出国との間での価格競争力が向上する）、鉄鉱石及び石炭等を豪州に大きく依存している我が国とし

て、豪州とのEPA締結により、エネルギー・鉱物資源や食料の安定確保など更なる経済関係の強化を図ることができる、といった要素が挙げられる。なお、豪州への輸出における主要な有税品目及びその関税率は、乗用車（完成車（5%※）、商用車（完成車（5%））、自動車部品（乗用車（5%※）、ショベルローダー（5%）、ビデオカメラ（5%）、カラーテレビ（5%）など（2008年）。※完成車、自動車部品（87類）は、2010年1月より5%に関税削減。

(e) ペルーとのEPA

2008年11月の日秘首脳会談において、ペルー側から強い希望のあった日秘EPAの交渉開始に向け双方合意し、2009年1月から3月にかけて、3回の民間研究会を開催した。本研究の報告書を受け、2009年4月に開催された日秘首脳会談にて、日秘EPA交渉開始が合意された。現在、これまでに4回の交渉会合を終了しており、引き続き早期妥結に向け交渉中である。また、韓国も現在ペルー側とFTAの交渉を行っており、韓国に遅れをとらないことも大変重要である。なお、ペルーへの輸出における主要な有税品目及び関税率は、自動車（9%）、バイク（9%）、テレビ（9%）など（2008年）。

③広域経済連携への取組

我が国と東アジアの国々との間には、日本企業の生産拠点の展開をはじめとして、実態としてすでに深い経済的な相互依存関係が構築されている。更に、日本の全輸入に占めるシェア、全輸出に占めるシェアが、1999年にはそれぞれ44%、39%だったものが、2008年にはそれぞれ47%、52%に増加し、また日本から東アジアへの直接投資割合も1999年の18.1%から2008年には23.3%に増えるなど、日本と東アジアとの相互依存関係は急速に深化している。少子高齢化・人口減少社会を迎え、国内生産力、内需両面において成長が緩やかに留まることが予想される我が国経済にとって、今後も急速な成長が見込まれる東アジア

との更なる経済関係強化は、物品貿易、直接投資等の資本取引、高度な人材の交流等、多面的なチャンネルを通じて東アジアと我が国がともに成長するために不可欠なものである。そして、経済関係の強化のためには、前述のような効果を持つEPAは、極めて有効な手段となり得る。

東アジアとのEPAによる効果としては、次のような点が挙げられる。

①上述のように、貿易・投資面等において東アジアの重要性が高まっているにもかかわらず、東アジア諸国の関税率は先進諸国と比較して概して高水準であり、投資についても、外資規制、事業関連規制、不透明な制度運用等の障壁が残っている国々もある。EPAを締結することで、貿易・投資障壁が撤廃・削減されることにより大きな貿易・投資拡大効果が期待でき、我が国にとっては市場の確保が、東アジア諸国にとっては投資増大による一層の経済成長が期待される。

②現在、東アジア域内では、工程間分業や産業内貿易が拡大してきている。EPAを通じた貿易・投資障壁の撤廃、域内制度の整備、経済協力政策等により、域内の取引コストの削減が図られ、こうした生産・流通ネットワークの担い手である産業の競争力強化に資する。また、域内分業、域内取引の増大は域内諸国の経済成長にも資する。

③また、近年東アジアにおいて、我が国の他にもEPA締結の動きが活発化しつつある中で、EPAが存在しないことによって我が国企業の競争力が損なわれることとならないためにも東アジアとのEPAは重要である。

このように、東アジアとのEPAは、我が国にとって重要な意義を持つだけでなく、東アジアの他の国々にとっても、域内にわたり障壁をなくすことによる域内分業・域内取引の増大、投資の促進等を通じた一層の経済成長や、これに基づく政治・経済の安定等のメリットを生じさせ、それが更なる投資を呼び込んで経済的發展を生むという

好循環が見込まれる。このことを通じて、最終的に東アジア全体の安定と繁栄をもたらすものである。我が国は、モノ、サービス、人、資本などがより自由に移動できる、自由で成熟した経済圏を東アジア全体に構築することを将来の目標として、まずASEAN各国、韓国、インド等との二国間EPA及びASEAN全体との地域EPAの取組を進めるとともに、将来の東アジア全体での広域の経済連携についても研究を行っている。具体的には、日中韓3か国の間においては、2009年の第6回日中韓経済貿易担当大臣会合において、日中韓投資協定交渉を2010年の早い時期に実質的に合意すること、また、日中韓FTAについては、2010年上半期に産学官共同研究を開始することで合意した。さらに、近年の東アジアでの生産ネットワークの拡大及びASEANと周辺各国との経済連携の進展に対応し、ASEANに日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドを加えた「ASEAN+6」の枠組みでの「東アジア包括的経済連携（CEPEA）」についての専門家研究実施を行うことを我が国から提案し、首脳に対し研究会合の最終報告がなされた。首脳からは、政府間での議論開始が合意された（前述）。

④大市場国・投資先国との取組

韓国は米国とのFTAを2007年6月に署名、EUを2009年10月に仮署名するなど、大市場国・地域との取組において日本に先行しており、日本の産業界は強い危機感を抱いている。

このような流れを受け、日EU間では、2007年6月に開催された日EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル（BDRT）提言に基づき、日本とEUの産業界双方に日EU経済統合協定（EIA）の可能性を検討するためのタスクフォースが設置された。双方のタスクフォースで様々な経済協力の可能性について検討が行われた後、合同のタスクフォースが開催され、2008年7月に開催されたBDRT会合において「日本EUタスクフォース合同報告書」が報告されるとともに、日EU両首脳

に手交された。本合同報告書では、日EUは、高齢化問題、エネルギー効率化、新興経済諸国との競争、気候変動対策などの内外の共通の課題に取り組むために、規制面での協力、イノベーション、環境、安全、貿易・投資環境の改善といった広範囲な分野で将来に向けて共同の取り組みを強化していくことの重要性が提言された。その後、2009年6月には、日本側産業界の各団体・企業をメンバーとし、JETROを事務局とする「日EU・EIA研究会」により、日EUがEIAを通じて協力できる具体的事項を検討した報告書が取りまとめられた他、2009年11月には、日本経団連から、日EU・EIAの交渉を出来る限り速やかに開始するよう求める第3次提言書が公表されるなど、日EU・EIA締結に向けた産業界からの要望は益々大きくなっている。

日米FTAに関しては、研究段階にあるため、国内の食糧自給率の向上、農村振興についても配慮しつつ、しっかり研究を進めていく予定である。